

○デジタルサイネージシステム構築業務仕様書 訂正前後対照表

訂正前	訂正後	訂正内容																		
デジタルサイネージシステム構築業務 1～10 （省略） 11 システム基本要件 (1) デジタルサイネージシステム デジタルサイネージシステムのサーバ機能を広告受付管理システムと自動連携して動作するサービスとして提供すること。 またデジタルサイネージ端末に対して各種コンテンツを配信できること。 (2) デジタルサイネージ端末 既設の48台及び別途調達するディスプレイ48台に接続可能な民間企業等からの広告、当局からのお知らせを表示するための端末一式を導入すること。 (3) 付帯機器 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th><th>数 量</th><th>用 途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ルータ</td><td>2</td><td>インターネット回線用(VPN接続)</td></tr> <tr> <td>ハブ</td><td>21</td><td>情報提供端末接続用</td></tr> </tbody> </table> 上記付帯機器に係る仕様については、別紙2に記載する。 (4) 導入作業 ア 本システムで必要な情報提供端末のセットアップ作業を行うこと。	品 名	数 量	用 途	ルータ	2	インターネット回線用(VPN接続)	ハブ	21	情報提供端末接続用	デジタルサイネージシステム構築業務 1～10 （省略） 11 システム基本要件 (1) デジタルサイネージシステム デジタルサイネージシステムのサーバ機能を広告受付管理システムと自動連携して動作するサービスとして提供すること。 またデジタルサイネージ端末に対して各種コンテンツを配信できること。 (2) デジタルサイネージ端末 既設の48台及び別途調達するディスプレイ48台に接続可能な民間企業等からの広告、当局からのお知らせを表示するための端末一式を導入すること。 (3) 付帯機器 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th><th>数 量</th><th>用 途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ルータ</td><td>2</td><td>インターネット回線用(VPN接続)</td></tr> <tr> <td>ハブ</td><td>21</td><td>情報提供端末接続用</td></tr> </tbody> </table> 上記付帯機器に係る仕様については、別紙2に記載する。 (4) 導入作業 ア 本システムで必要な情報提供端末のセットアップ作業を行うこと。	品 名	数 量	用 途	ルータ	2	インターネット回線用(VPN接続)	ハブ	21	情報提供端末接続用	
品 名	数 量	用 途																		
ルータ	2	インターネット回線用(VPN接続)																		
ハブ	21	情報提供端末接続用																		
品 名	数 量	用 途																		
ルータ	2	インターネット回線用(VPN接続)																		
ハブ	21	情報提供端末接続用																		

訂正前	訂正後	訂正内容
なお、インターネット回線および電源は当局で用意する。 イ デジタルサイネージ端末を稼働させるために必要な、デジタルサイネージシステムの設定作業を行うこと。 ウ 現地にて情報提供端末の動作確認およびデジタルサイネージシステムとの接続確認を行うこと。 エ サイネージ表示装置との接続確認を行うこと。 オ 利用者へ操作研修を行うこと。 (5) 設置に関する注意事項 今回設置する機器類を最適な配置を行うこと。 尚、設置にあたっては、事前に設置イメージおよび構成図を提示し、承諾を得ること。 12～13 (省略)	なお、インターネット回線および電源は当局で用意する。 イ デジタルサイネージ端末を稼働させるために必要な、デジタルサイネージシステムの設定作業を行うこと。 ウ 現地にて情報提供端末の動作確認およびデジタルサイネージシステムとの接続確認を行うこと。 エ サイネージ表示装置との接続確認を行うこと。 オ 利用者へ操作研修を行うこと。 (5) 設置に関する注意事項 今回設置する機器類を最適な配置を行うこと。 尚、設置にあたっては、事前に設置イメージおよび構成図を提示し、承諾を得ること。<u>また、最適な配置に必要であれば「(3) 付帯機器」の数量を変更することも可能とする。</u> 12～13 (省略) <u>14 端末仕様について</u> <u>別紙 1 から別紙 5 までに定める端末等の仕様については、本仕様書に定める各機能要件を満たすことができる同等品以上の端末であれば、代替を可能とする。</u> <u>なお、契約締結後速やかに、端末等の仕様がわかる資料を提出し承諾を得ること。</u>	・付帯機器の数量変更について 追記 ・端末仕様（スペック）については同等品以上を可能とする旨追記。